

化審法の施行状況 (令和4年度)

令和5年9月1日

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

目次

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要	3
化審法の体系	4

2. 新規化学物質の届出・申出及び事前審査の状況

新規化学物質の届出件数の推移	6
新規化学物質の用途別届出状況（令和4年度）	7
新規化学物質の用途別届出件数の推移	8
新規化学物質の判定結果の内訳（令和4年度）	9
低生産量新規化学物質の確認申出件数の推移	10
低生産量新規化学物質の用途別確認申出状況（令和4年度）	11
少量新規化学物質申出件数の推移	12
少量新規化学物質の用途別申出状況（令和4年度）	13
中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移	14
少量中間物等制度における確認件数の推移	16
低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移	17

3. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価

一般化学物質の製造・輸入実績の届出	19
優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握	20
化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像	21
有害性情報の報告制度	22

4. 化学物質の性状に応じた規制措置

第一種特定化学物質の新たな指定（POPs条約対応）	24
監視化学物質の製造・輸入数量の推移	25
第二種特定化学物質の出荷数量の推移	26

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

目的

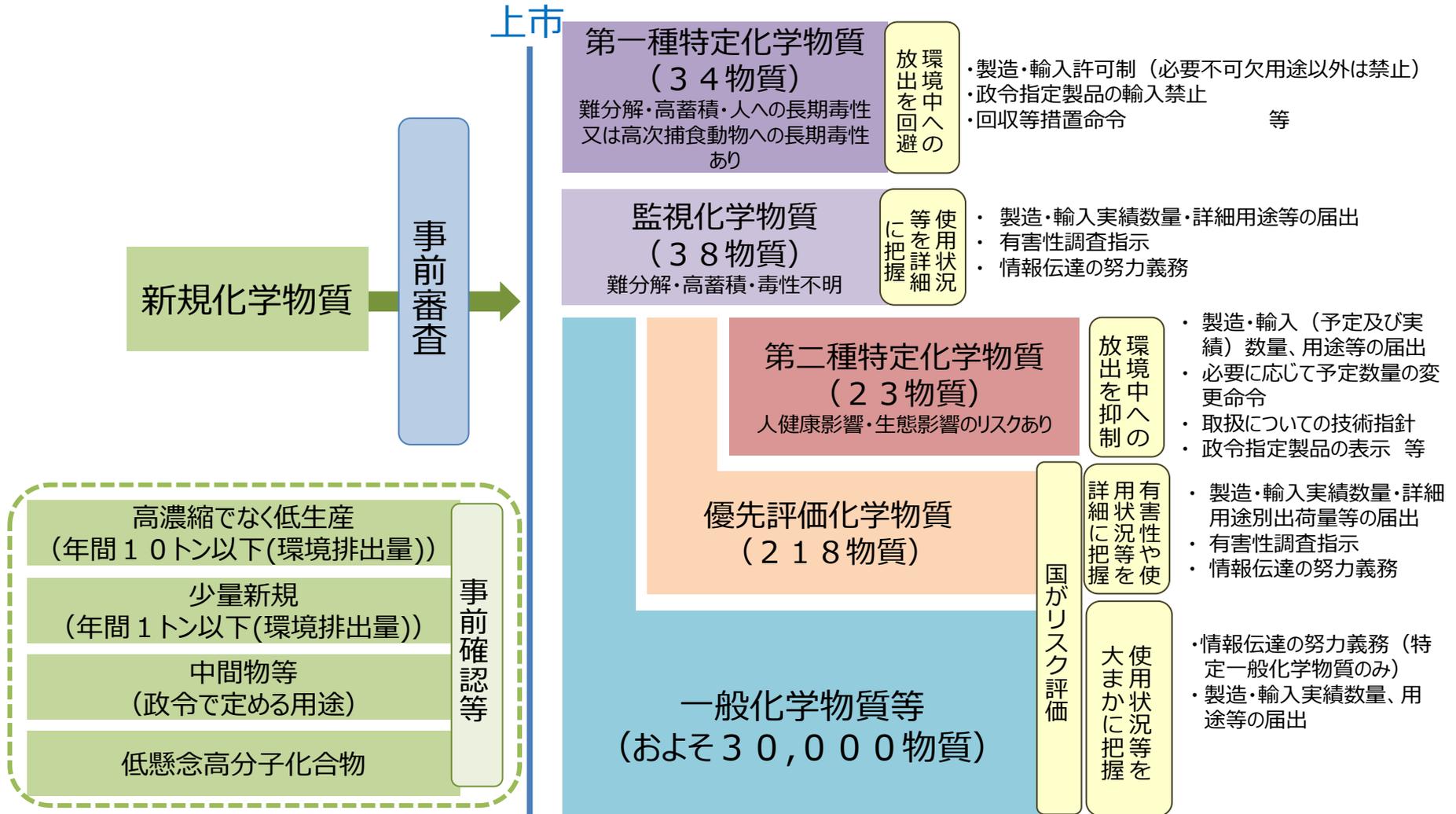
- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

- 新規化学物質の事前審査
→ 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- 上市後の化学物質の継続的な管理措置
→ 製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価・管理
- 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制措置
→ 性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定
→ 製造・輸入予定数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

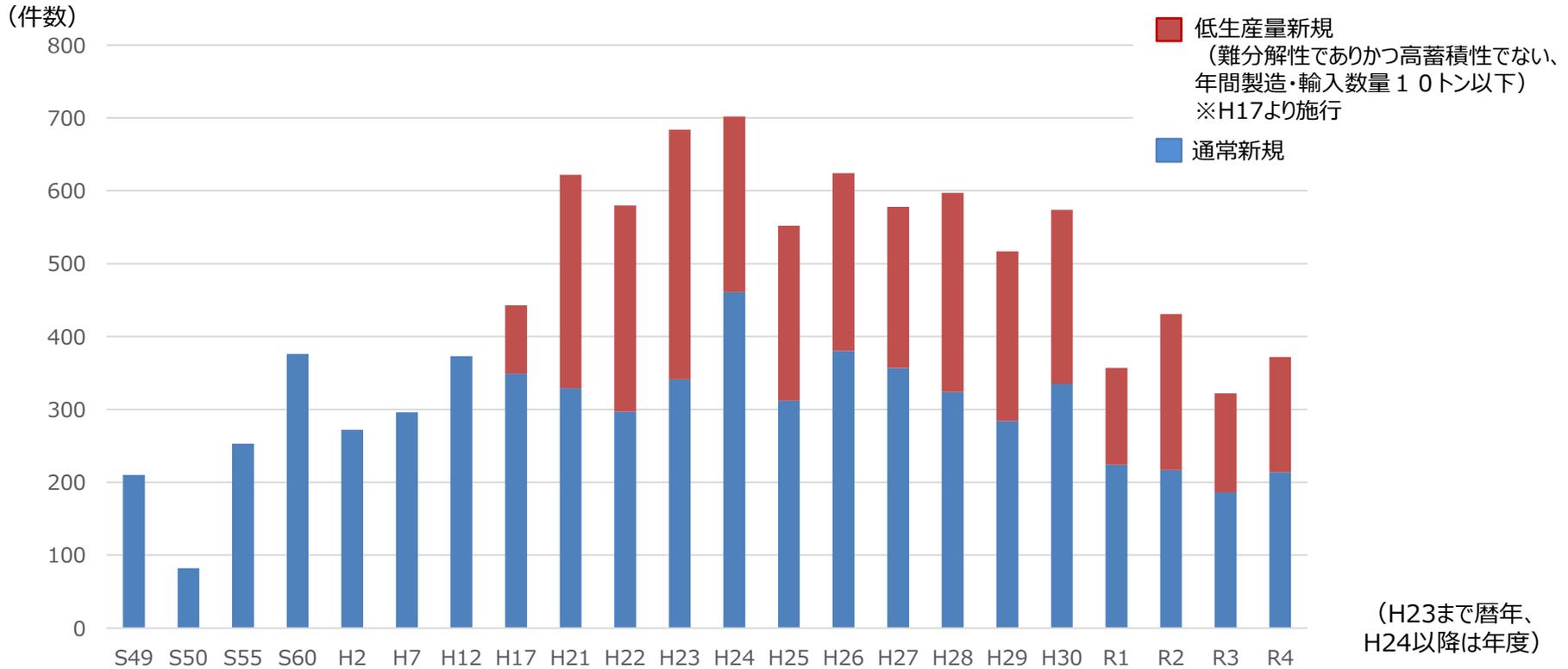


※物質数は令和5年4月1日時点のもの

2. 新規化学物質の届出・申出及び 事前審査の状況

新規化学物質の届出件数の推移

◎各年度の届出件数：当該年度中に判定を通知した届出件数（化審法第3条第1項に基づく届出）の合計を指す。

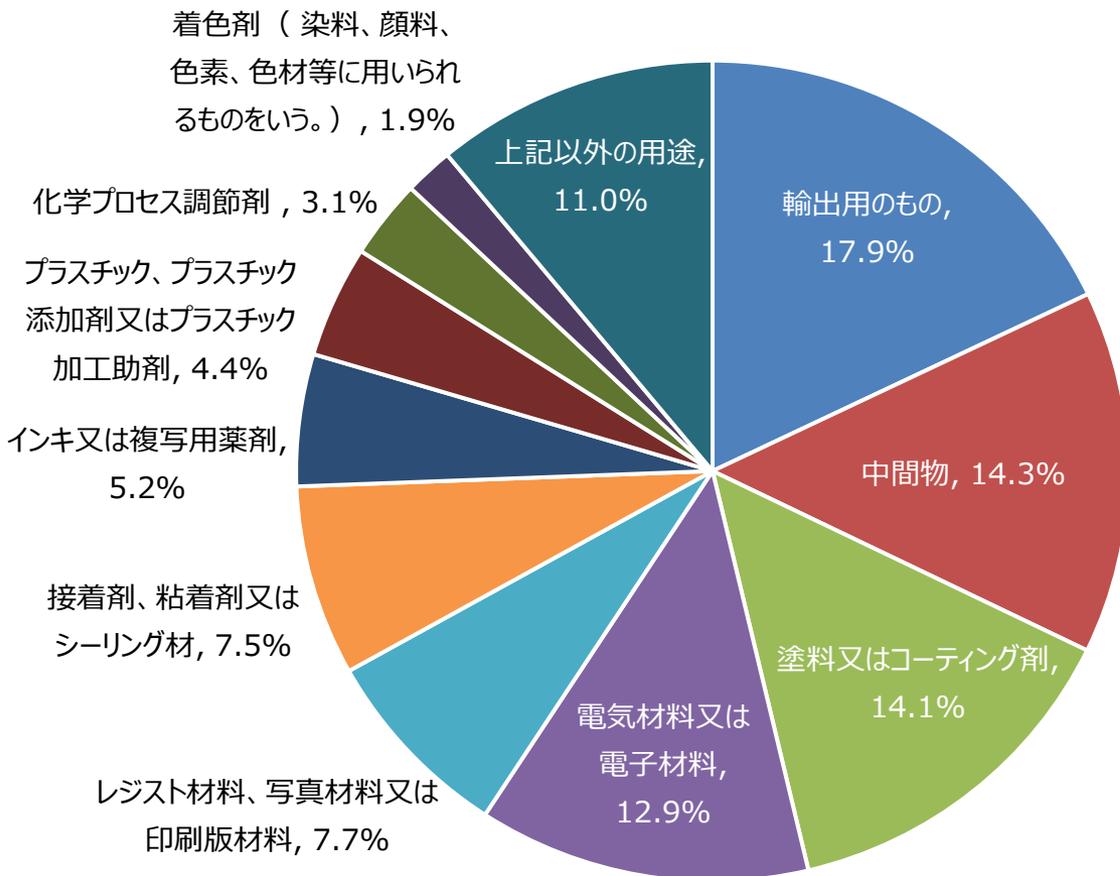


（単位：件）

	S49	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
通常新規	210	82	253	376	272	296	373	349	329	297	341	461	312	380	357	324	284	335	224	217	186	214
低生産量新規	-	-	-	-	-	-	-	94	293	283	343	241	240	244	221	273	233	239	133	214	136	158
合計	210	82	253	376	272	296	373	443	622	580	684	702	552	624	578	597	517	574	357	431	322	372

（H23年まで暦年、H24以降は年度）

新規化学物質の用途別届出状況（令和4年度）



用途	件数	割合
輸出用のもの	93	17.9%
中間物	74	14.3%
塗料又はコーティング剤	73	14.1%
電気材料又は電子材料	67	12.9%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	40	7.7%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	39	7.5%
インキ又は複写用薬剤	27	5.2%
プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	23	4.4%
化学プロセス調節剤	16	3.1%
着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	10	1.9%
上記以外の用途	57	11.0%
合計	519	100.0%

※ 1つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

新規化学物質の用途別届出件数の推移

用途番号	用途	H27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	小計
101	中間物	74	107	117	136	65	79	59	74	711
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	4	1	0	0	0	1	2	1	9
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0	1	0	0	1	1	0	2	5
104	金属洗浄用溶剤	0	0	2	3	0	0	3	0	8
105	クリーニング洗浄用溶剤	0	0	0	3	0	0	0	0	3
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	0	1	1	2	0	0	3	0	7
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	3	0	1	3	2	0	2	0	11
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	0	0	0	1	0	0	0	2	3
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	0	0	0	0	2	0	0	0	2
110	化学プロセス調節剤	11	14	16	10	9	12	7	16	95
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)	4	6	12	11	4	3	3	10	53
112	水系洗浄剤(工業用のものに限る。)	2	6	2	0	4	1	1	0	16
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	7	2	5	3	14	29	30	9	99
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	0	8	1	4	0	0	0	1	14
115	塗料又はコーティング剤	88	86	69	79	37	53	54	73	539
116	インキ又は複写用薬剤	35	38	34	40	22	12	22	27	230
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0	0	3	0	0	1	1	0	5
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)	2	2	1	5	0	0	1	0	11
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。)	1	0	1	1	0	1	2	0	6
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1	4	0	3	0	2	3	3	16
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	芳香剤又は消臭剤	30	32	29	14	9	20	22	7	163
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	53	31	40	75	31	26	19	39	314
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	42	34	33	35	38	43	34	40	299
125	合成繊維又は繊維処理剤	13	13	9	7	7	2	7	0	58
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	4	1	0	1	4	11	2	6	29
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	41	19	30	32	32	29	15	23	221
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	20	5	14	19	14	12	8	9	101
129	皮革処理剤	0	1	0	3	1	0	0	0	5
130	ガラス、ほうろろ又はセメント	0	0	1	1	0	3	1	0	6
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	2	0	1	1	1	0	1	1	7
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	1	2	0	0	0	0	1	0	4
133	金属製造加工用資材	0	0	0	0	1	0	0	0	1
134	表面処理剤	4	9	7	4	1	6	6	2	39
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0	0	0	0	0	0	0	1	1
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	13	13	14	8	18	26	6	2	100
137	金属等加工油又は防錆油	0	0	1	0	0	0	2	2	5
138	電気材料又は電子材料	104	144	81	92	70	99	41	67	698
139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	13	11	3	9	7	9	0	4	56
140	水処理剤	1	1	2	7	1	1	3	1	17
141	乾燥剤又は吸着剤	0	0	1	0	1	0	2	1	5
142	熱媒体	0	0	1	3	0	0	0	1	5
143	不凍液	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144	建設資材又は建設資材添加物	1	2	4	4	2	2	0	2	17
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1	0	0	0	0	2	1	0	4
146	分離又は精製プロセス剤	0	2	0	0	0	1	1	0	4
147	燃料又は燃料添加剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
198	その他の原料、その他の添加剤	3	0	0	0	0	1	1	0	5
199	輸出入	0	1	7	5	53	63	61	93	283
	合計	624	597	543	624	451	551	427	519	4336

(単位：件)

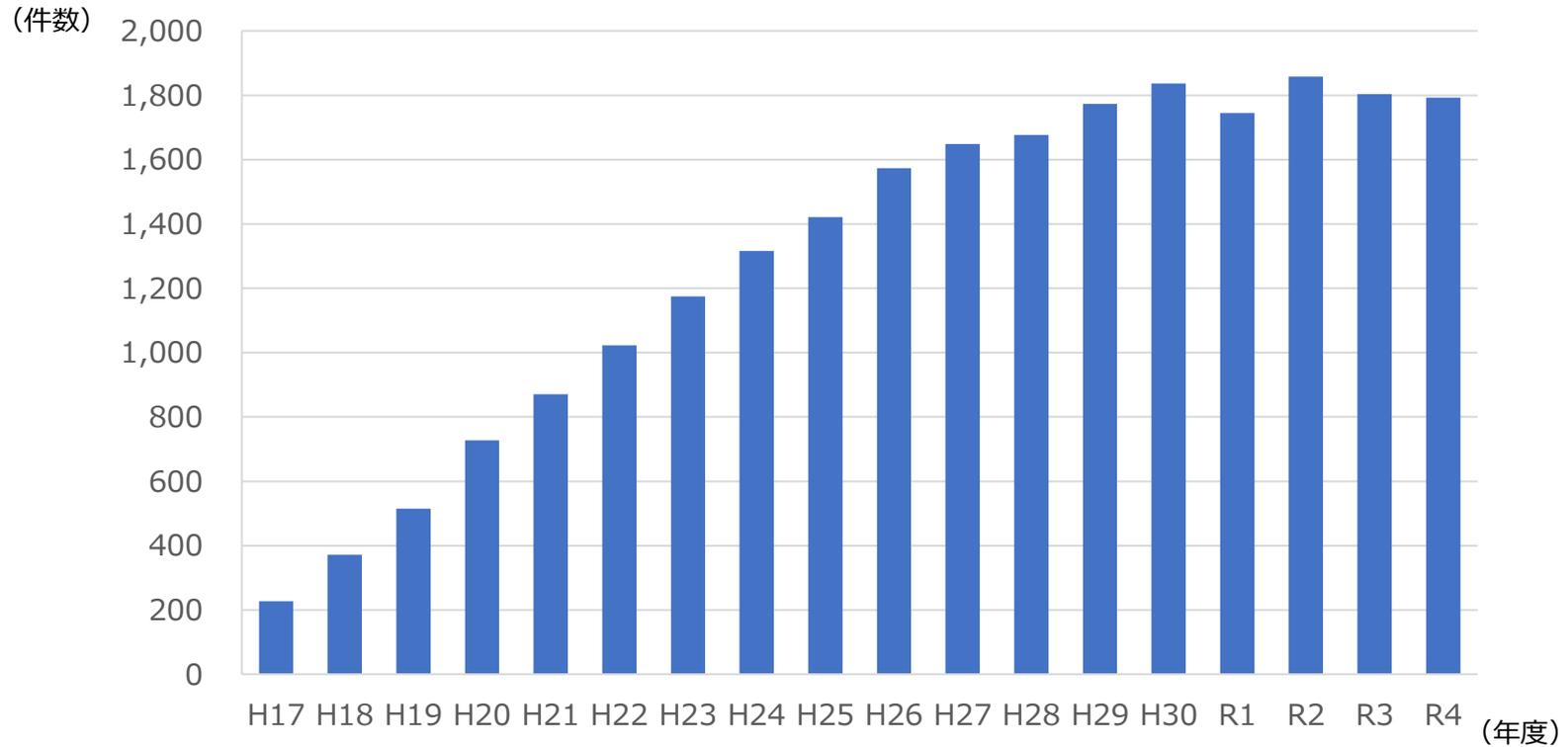
新規化学物質の判定結果の内訳（令和4年度）

（単位：件）

第1号（難分解性かつ高蓄積性かつ人健康影響の疑い又は生態影響あり）	0
第2号（難分解性かつ人健康影響の疑いあり（高蓄積性でない））	27
第3号（難分解性かつ生態影響あり（高蓄積性でない））	6
第4号 （難分解性かつ人健康影響の疑いあり・生態影響あり（高蓄積性でない））	27
第5号（良分解性又は難分解性かつ人健康影響の疑いなし・生態影響なし）	154
うち、良分解であることによるもの	20
うち、（分蓄+スク毒）によるもの	22
うち、（高分子FS）によるもの	112
低生産量（難分解性（高蓄積性でない））	158
合計	372
うち、特定新規（人健康影響）	7
うち、特定新規（生態影響）	2

低生産量新規化学物質の確認申出件数の推移

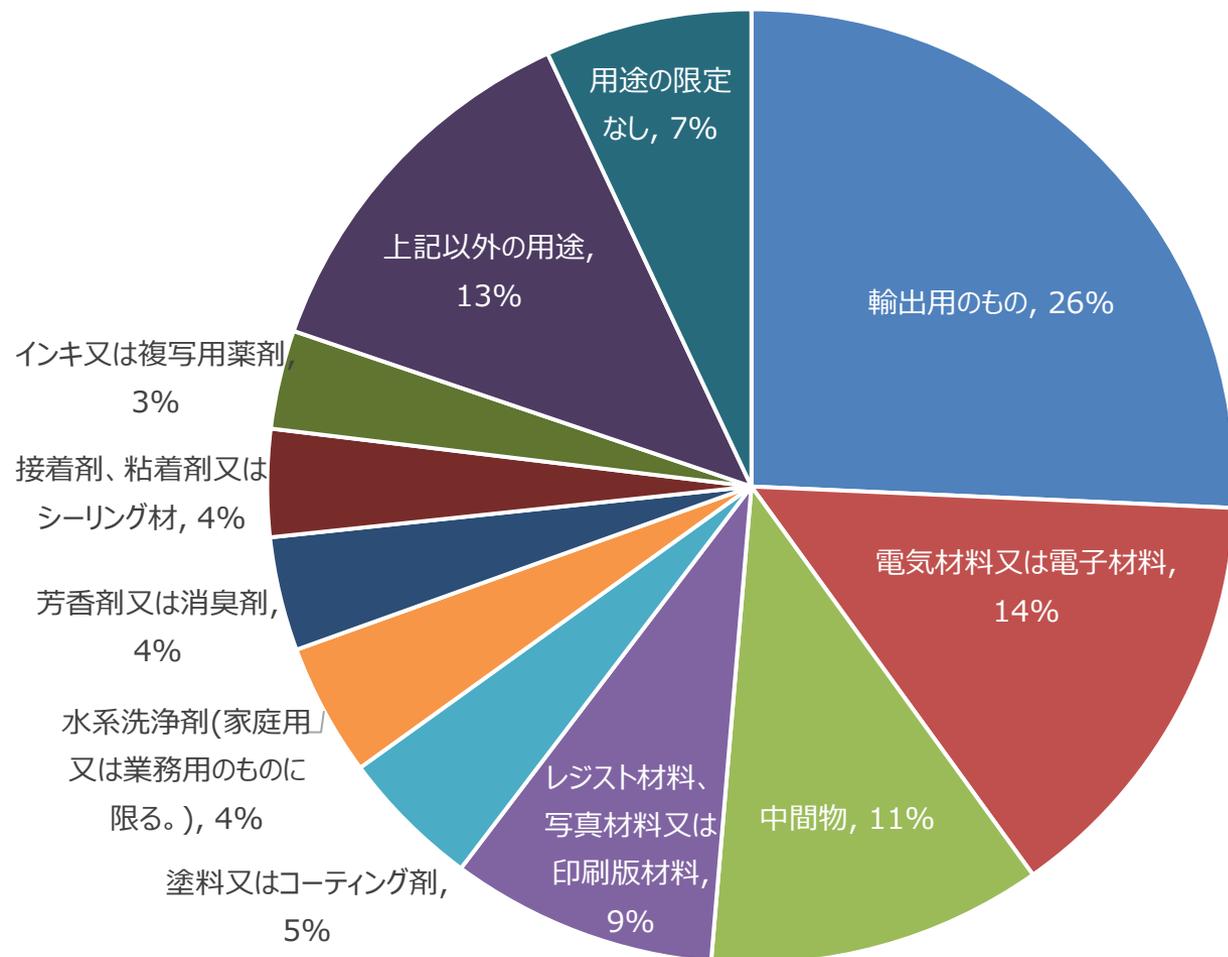
◎各年度の確認申出件数：当該年度中に低生産量新規化学物質の数量確認を行った申出件数（化審法第5条第4項に基づく申出）の合計を指す。



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	227	371	515	727	871	1,023	1,175	1,316	1,421	1,573

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1,648	1,677	1,773	1,837	1,745	1,858	1,803	1,793

低生産量新規化学物質の用途別確認申出状況（令和4年度）

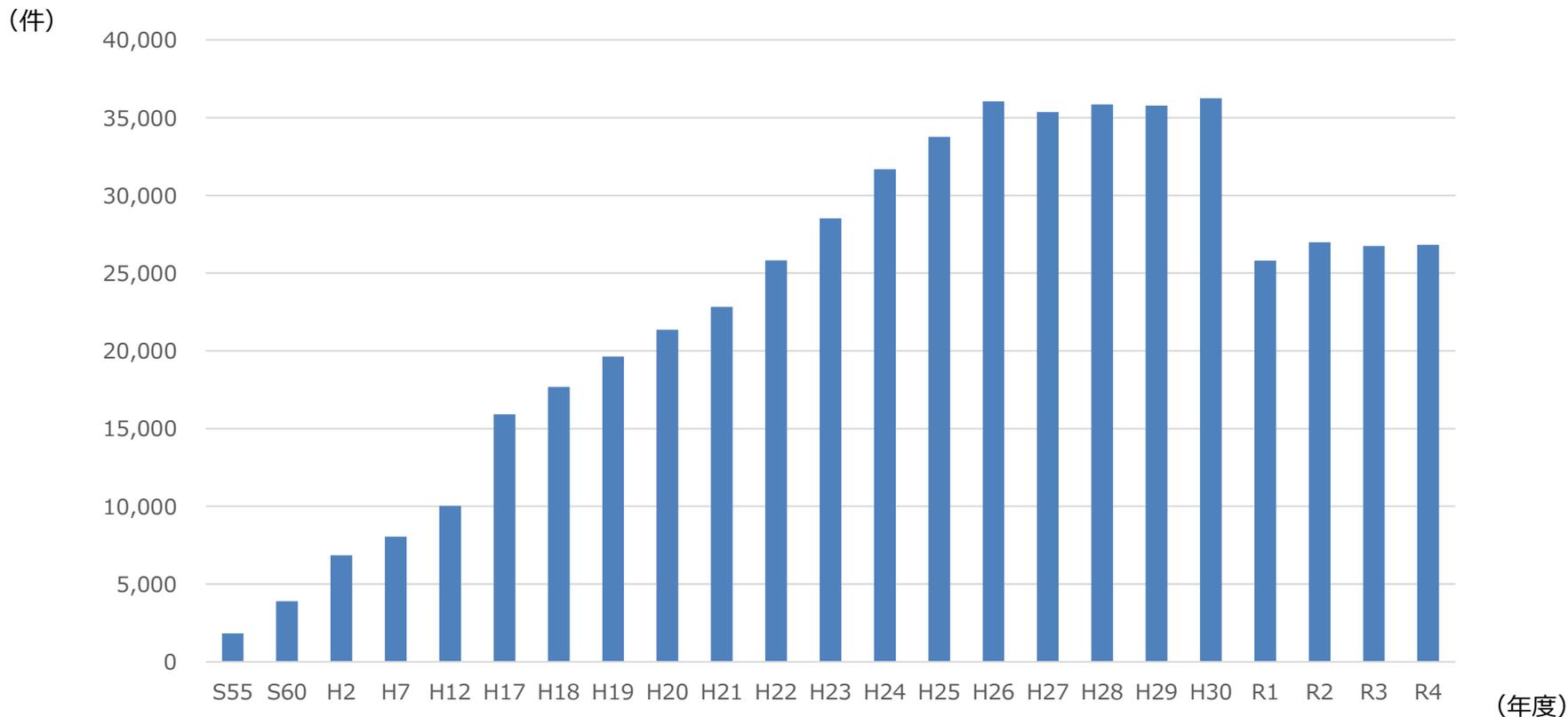


用途分類	件数	割合
輸出用のもの	707	26%
電気材料又は電子材料	396	14%
中間物	308	11%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	245	9%
塗料又はコーティング剤	130	5%
水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限定。)	123	4%
芳香剤又は消臭剤	106	4%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	100	4%
インキ又は複写用薬剤	92	3%
上記以外の用途	352	13%
用途の限定無し	190	7%
合計	2,749	

※ 1つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

少量新規化学物質の申出件数の推移

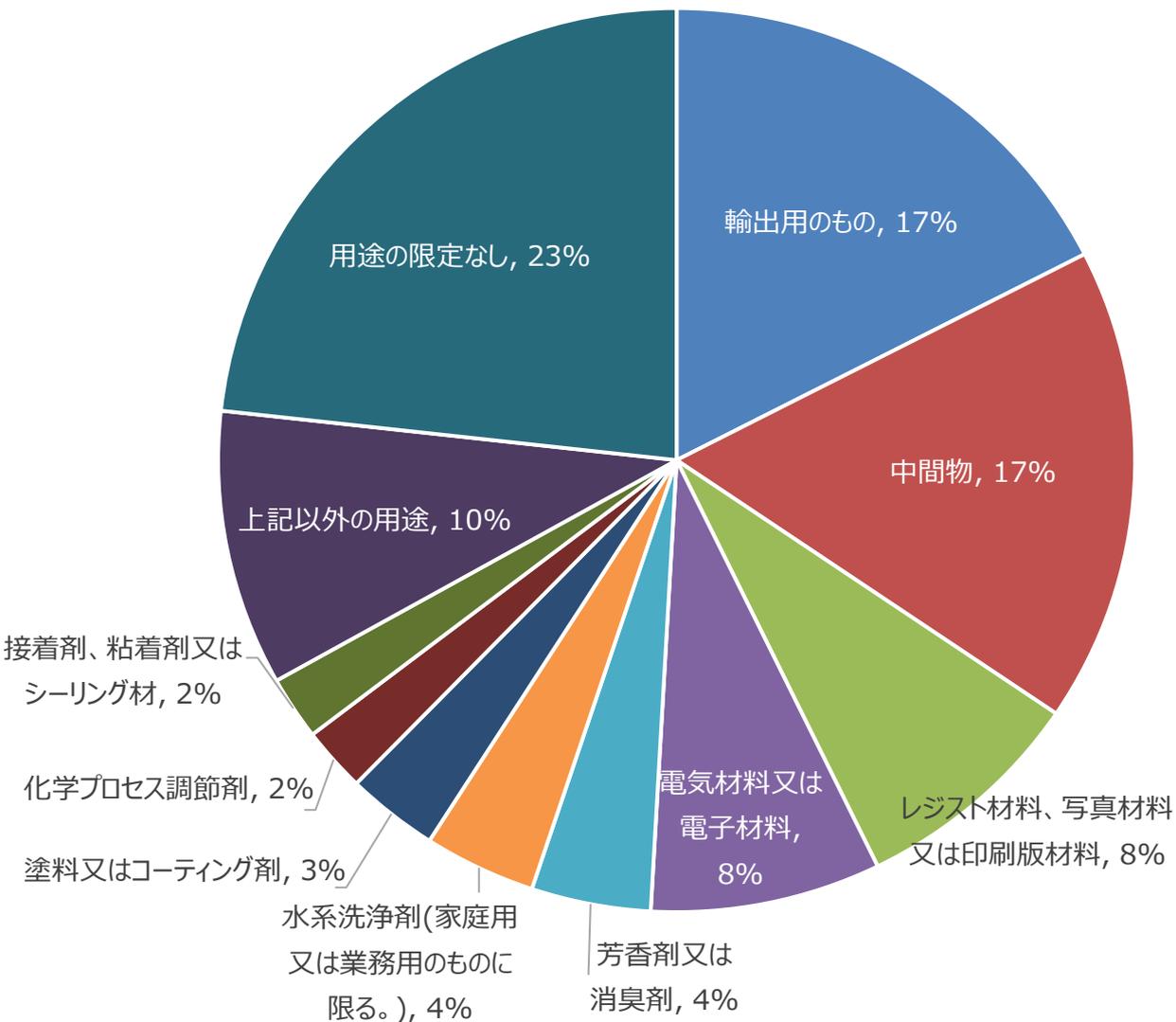
◎各年度の申出件数：少量新規化学物質の数量確認を受けるために、当該年度中に提出された申出件数（化審法第3条第1項第5号に基づく申出）の合計を指す（申出には、同一物質のものを含む。）。



年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	1,833	3,893	6,848	8,050	10,032	15,923	17,684	19,641	21,355	22,827	25,815	28,519

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	31,672	33,766	36,052	35,360	35,848	35,781	36,254	25,801	26,977	26,739	26,817

少量新規化学物質の用途別申出状況（令和4年度）



用途分類	件数	割合
輸出用のもの	5,920	17%
中間物	5,764	17%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	2,812	8%
電気材料又は電子材料	2,754	8%
芳香剤又は消臭剤	1,428	4%
水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1,339	4%
塗料又はコーティング剤	1,101	3%
化学プロセス調節剤	781	2%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	769	2%
上記以外の用途	3,342	10%
用途の限定無し	7,895	23%
合計	33,905	

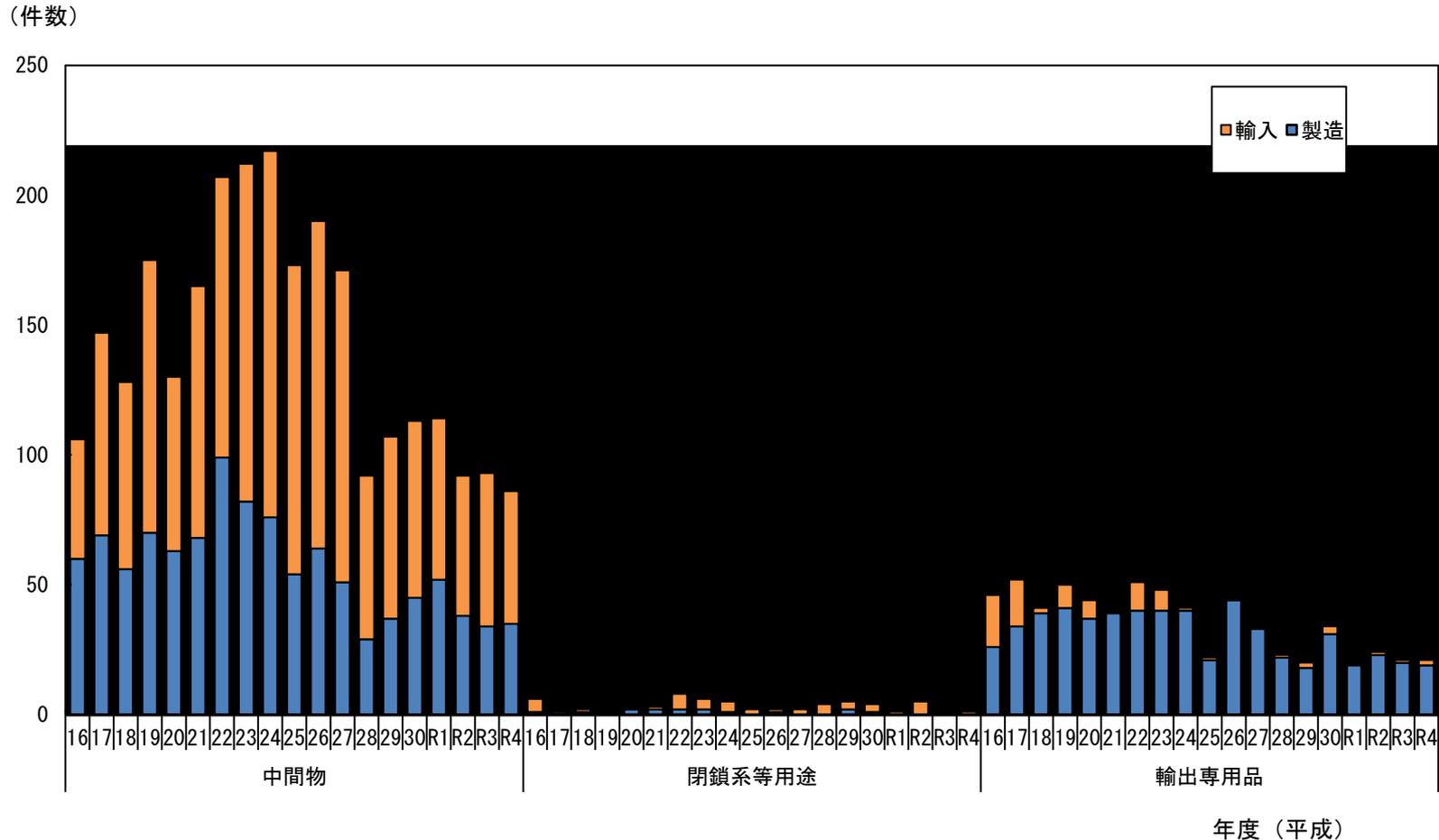
※ 1つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移

	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
中間物	106	147	128	175	130	165	207	212	217	173	190 【293】	171 【320】	92 【245】	107 【252】	113 【250】	114 【195】	92 【149】	93 【210】	86 【118】
製造	60	69	56	70	63	68	99	82	76	54	64	51	29	37	45	52	38	34	35
輸入	46	78	72	105	67	97	108	130	141	119	126	120	63	70	68	62	54	59	51
閉鎖系等	6	1	2	0	2	3	8	6	5	2	2	2	4	5	4	1	5	0	1
製造	1	1	1	0	2	2	2	2	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0
輸入	5	0	1	0	0	1	6	4	4	2	1	2	4	3	3	1	5	0	1
輸出 専用品	46	52	41	50	44	39	51	48	41	22	44 【65】	33 【74】	23 【61】	20 【64】	34 【81】	19 【46】	24 【53】	21 【40】	21 【48】
製造	26	34	39	41	37	39	40	40	40	21	44	33	22	18	31	19	23	20	19
輸入	20	18	2	9	7	0	11	8	1	1	0	0	1	2	3	0	1	1	2
合計	158	200	171	225	176	207	266	266	263	197	236 【360】	206 【396】	119 【310】	132 【321】	151 【335】	134 【242】	121 【207】	114 【250】	108 【167】
製造	87	104	96	111	102	109	141	124	117	75	109	84	51	57	77	71	61	54	54
輸入	71	96	75	114	74	98	125	142	146	122	127	122	68	75	74	63	60	60	54

【】内は少量中間物等制度との合計値

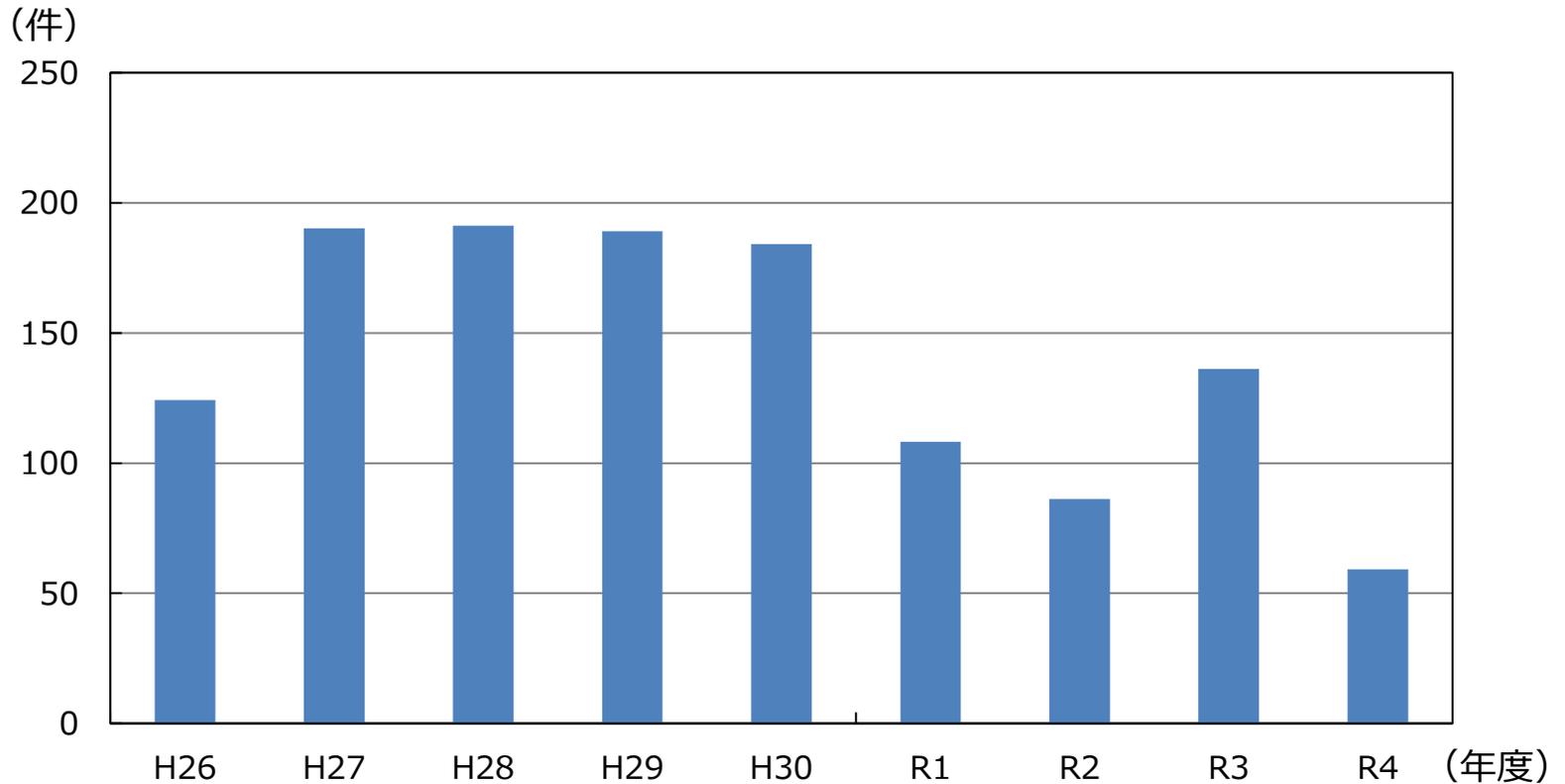
中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移



【平成16～令和4年度の確認状況】

- ★申出確認件数：3,450件（少量中間物含む件数：4,717件）（※再申出件数を含む）
- ★取消（再申出による取消は除く）：1,644件
- ※再申出・取消は平成20年度より手続開始

少量中間物等制度における確認件数の推移

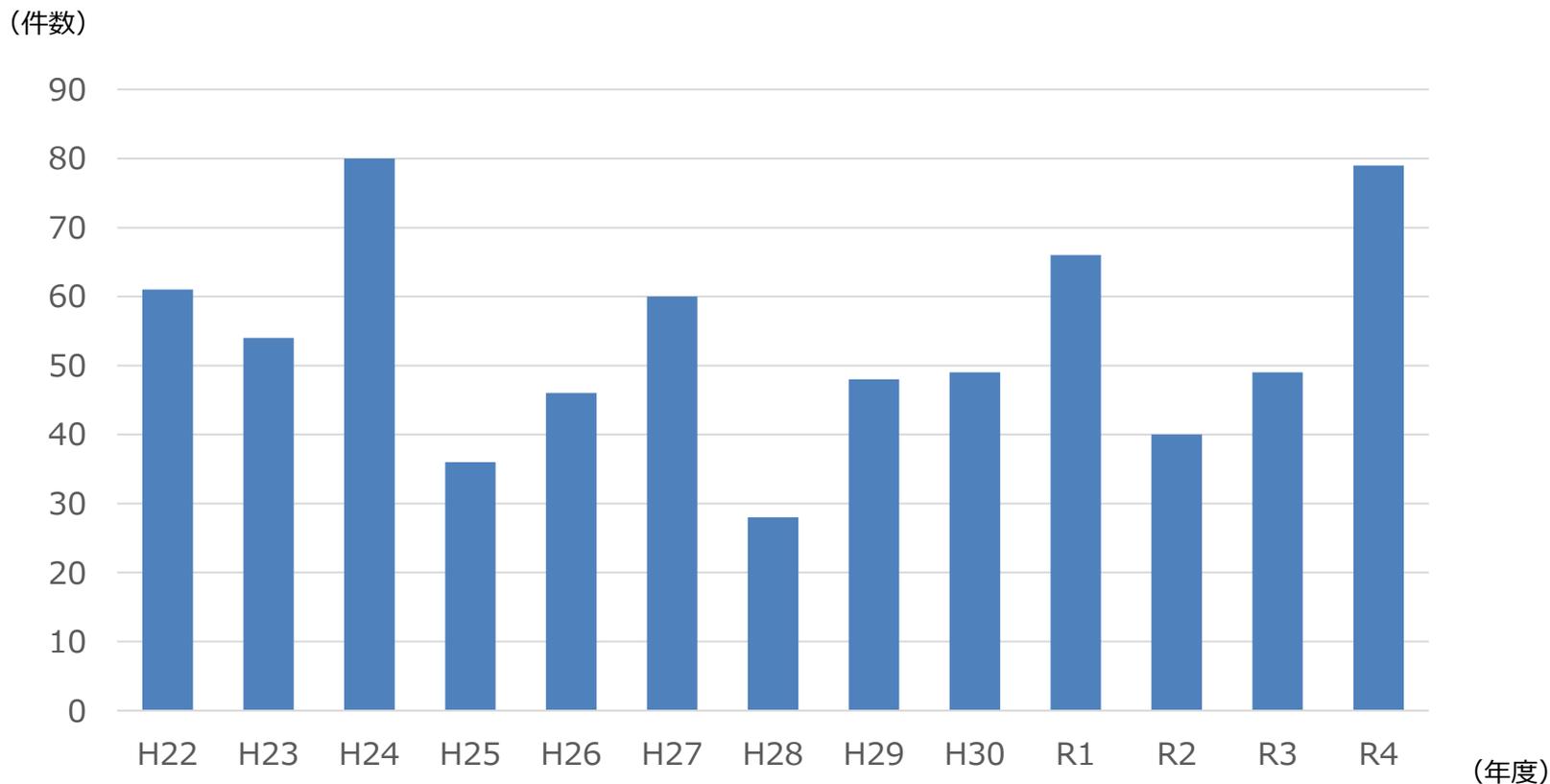


年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
確認件数	124	190	191	189	184	108	86	136	59

(参考) 少量中間物等制度

1社あたり1年間に1t以下の新規化学物質を中間物あるいは輸出専用品として製造・輸入する場合、提出資料を簡素化できる。平成26年10月より制度新設。

低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	61	54	80	36	46	60	28	48	49	66	40	49	79

◎各年度の確認申出件数：当該年度中に低懸念高分子化合物の確認を行った申出件数（化審法第3条第1項第6号に基づく申出）の合計を指す。

※平成22年度より制度新設

3. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価

一般化学物質の製造・輸入実績の届出

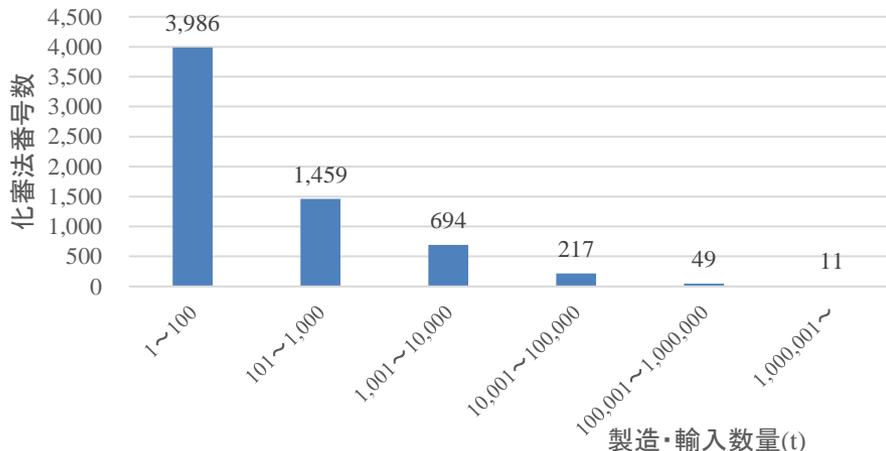
平成22年度実績	31,301件 (1,422社)	6,813物質
平成23年度実績	29,938件 (1,406社)	7,067物質
平成24年度実績	28,883件 (1,361社)	6,728物質
平成25年度実績	28,357件 (1,348社)	6,673物質
平成26年度実績	28,365件 (1,341社)	6,700物質
平成27年度実績	28,401件 (1,336社)	6,649物質
平成28年度実績	28,344件 (1,370社)	6,653物質
平成29年度実績	28,605件 (1,346社)	6,737物質
平成30年度実績	30,483件 (1,340社)	6,621物質
令和元年度実績	27,761件 (1,306社)	6,552物質
令和2年度実績	27,598件 (1,314社)	6,423物質
令和3年度実績	30,405件 (1,303社)	6,416物質

○平成22年度実績から、一般化学物質を年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務を課す制度を導入

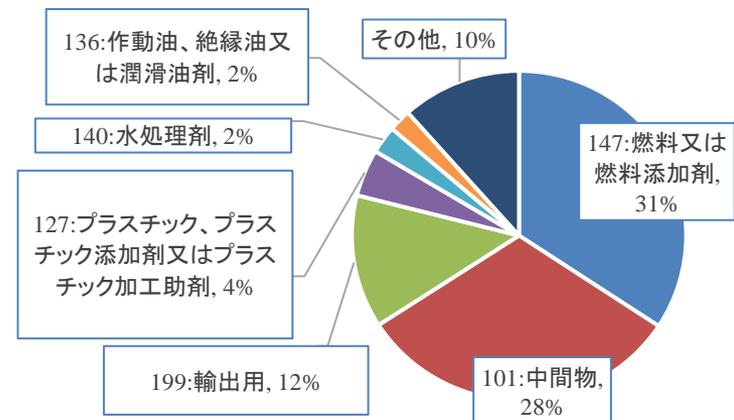
○本届出を集計し公表するとともに、暴露クラススの推計に活用

* 化審法一部改正に伴う運用の見直しにより平成30年度実績から一般化学物質等の届出単位を変更した。なお、複数の官報整理番号で表される塩やブロック重合物等については届出物質数から除外し、1つの化審法番号の届出と薬局方の届出について公表している。

届出物質の数量分布(令和3年度実績)



届出物質の用途分布(令和3年度実績)



(注) リスク評価を行う必要がないものとして指定された化学物質は届出不要としている。

優先評価化学物質の届出実績

実績年度	届出件数	事業者数
平成 22 年	854件	349社
平成 23 年	1,049件	402社
平成 24 年	1,733件	481社
平成 25 年	1,997件	556社
平成 26 年	2,177件	564社
平成 27 年	2,452件	587社
平成 28 年	2,472件	587社
平成 29 年	2,701件	606社
平成 30 年	3,150件	626社
令和 元年	3,368件	631社
令和 2 年	3,406件	652社
令和 3 年	3,318件	624社

- 優先評価化学物質については、年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、都道府県別詳細用途別出荷数量などについて届出義務が果たされている。
- 本届出実績を集計・公表するとともに、リスク評価に活用。

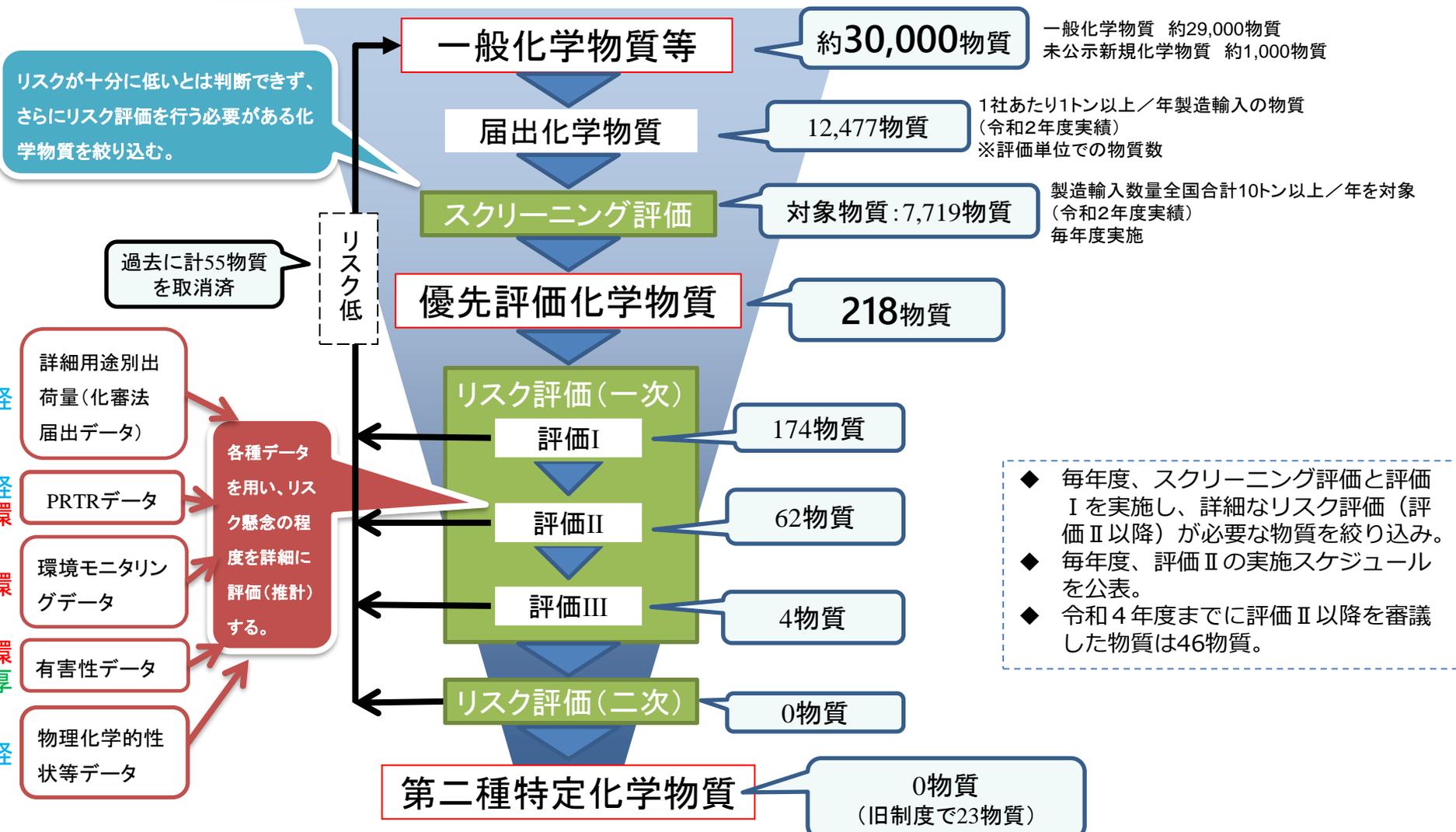
一般化学物質と優先評価化学物質の届出内容の違い

	一般化学物質	優先評価化学物質
製造場所	—	事業所名、所在地
製造・輸入数量	年間の製造・輸入数量	都道府県ごとの年間製造数量 国・地域別輸入数量
出荷数量	用途分類別	都道府県別かつ詳細用途分類別
用途分類	約50分類	約280分類

化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像

(物質数: 令和5年4月1日現在)

段階的な評価



有害性情報の報告制度

- 化学物質の製造・輸入事業者は、その製造・輸入した化学物質に関して、化審法の審査項目に関する試験等を行って人や動植物に対する毒性など一定の有害性を示す知見を得たときは、国へ報告することが義務づけられている。

有害性情報の報告件数(過去10年度分)

(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
分解性	112	103	76	97	134	99	80	82	97	56
蓄積性	1	6	2	12	21	22	2	1	0	0
物化性状	3	2	0	0	0	0	9	3	11	5
人毒性	104	77	75	74	119	66	50	43	63	43
生態毒性	49	31	31	34	81	47	17	41	56	32
合計	269	219	184	217	355	234	158	170	227	136

4. 化学物質の性状に応じた規制措置

第一種特定化学物質の新たな指定 (POPs条約対応)

- PFOA関連物質、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づき国際的に製造・使用を原則禁止(廃絶)とすることが決定したため、化審法施行令(政令)を改正し、これらの物質を化審法の第一種特定化学物質に指定予定。

(政令改正スケジュール)

〈PFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等に係る措置〉
令和6年以降 政令の公布、施行

〈PFHxSとその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等に係る措置〉

令和4年11月 3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る審議

令和5年1月 3省合同会合における輸入禁止製品等に係る審議

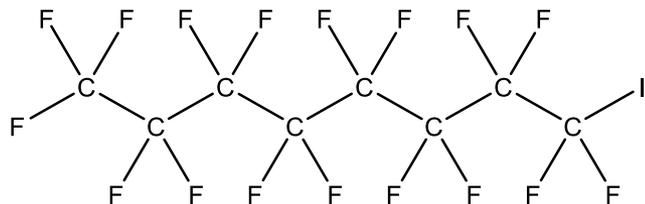
令和5年2～3月 措置内容に関するパブリックコメント

令和5年夏以降 TBT通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和5年秋以降 改正政令公布

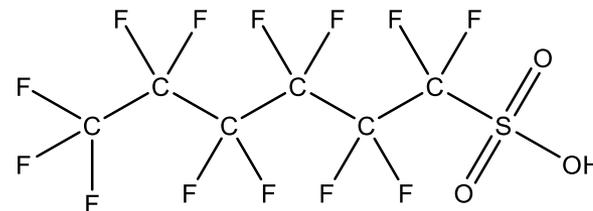
令和6年春以降 施行

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質



(上記構造式はPFOA関連物質の1つであるペルフルオロオクチル=ヨージドを示す)

ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩



(上記構造式はPFHxSを示す)

監視化学物質の製造・輸入数量の推移

(単位：t)

通し 番号	官報公示名称	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
40	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8-オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8-テトラオキサテトラシロカン(別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)													41,810	22,804	38,976	41,957
24	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	3,383	3,048	2,312	2,089	2,136	1,832	1,432	1,124	1,901	1,438	1,351	1,463	1,524	1,488	1,124	1,521
22	ジベンジルトルエン	905	1,089	1,079	632	1,125	976	1,077	1181	1,035	500	1,111	790	724	1,065	1,180	1,045
41	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシラシクロドデカン(別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)													1,562	1,175	1,511	316
21	水素化テルフェニル	373	610	364	1	430	49	338	111	197	267	204	71	42	213	111	141
28	2, 2', 6, 6'-テトラ-tert-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール	187	202	191	96	99	114	71	39	66	85	65	60	48	63	39	25
11	ポリプロモビフェニル(臭素数が2から5のものに限る。)	1	-	-	-	-	-	1	6	0	0	1	2	1	2	6	9
15	ジイソプロピルナフタレン	774	780	812	186	283	3	1	5	2	1	1	3	3	5	5	9
38	1, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-9, 10-アントラキノン	-	-	-	6	6	4	2	1	4	3	0	0	1	1	1	2
18	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	549	476	123	3	2	2	1	0	-	-	-	-	-	0	0	0
37	4-sec-ブチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	-	-	-	7	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
27	ペルフルオロ(1, 2-ジメチルシクロヘキサン)	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
7	テトラフェニルスズ	-	-	-	7	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン	-	-	-	-	3	-	-	0	-	-	-	-	-	0	0	-
3	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン	345	316	288	228	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ジペンテンダイマー又はその水素添加物	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-
30	ペルフルオロトリデカン酸	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	ペルフルオロヘプタン	-	33	29	37	59	55	18	-	0	-	-	-	-	0	-	-
39	α-(ジフルオロメチル)-ω-(ジフルオロメトキシ)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)](分子量が500以上700以下のものに限る。)						18	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※2)	塩素化パラフィン(C11、塩素数7~12)	24	5	-	-	-	-	28	22	47	66	-	-				
------	-----------------------	----	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---	--	--	--	--

(※) 監視化学物質： 難分解かつ高蓄積性で毒性不明のもの。

表中「-」は 届出なし

(※2) 平成30年4月1日に第一種特定化学物質(1特32)に指定

第二種特定化学物質の出荷数量の推移

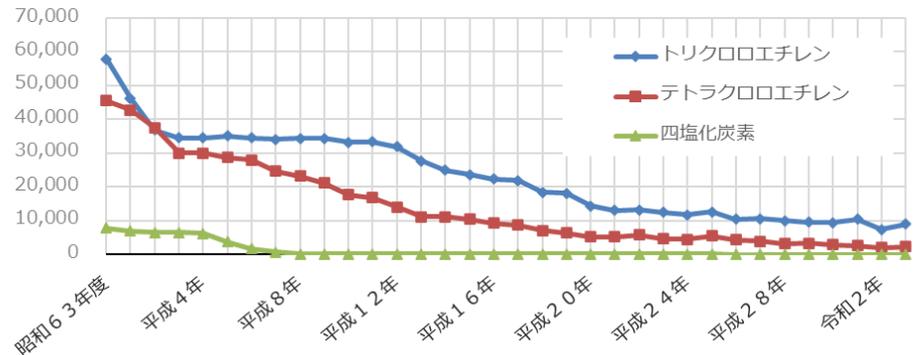
第二種特定化学物質の出荷数量
(輸出又は中間物向け以外)の推移
(単位: t)

実績年度	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素
昭和63年度	57,922	45,483	7,736
平成元年	46,201	42,760	6,904
平成2年	36,762	37,554	6,492
平成3年	34,546	30,059	6,420
平成4年	34,546	30,009	6,127
平成5年	35,002	28,727	3,681
平成6年	34,541	27,892	1,747
平成7年	34,084	24,648	658
平成8年	34,396	23,159	89
平成9年	34,394	21,200	70
平成10年	33,176	17,585	37
平成11年	33,340	16,787	44
平成12年	31,925	14,089	27
平成13年	27,634	11,153	37
平成14年	24,863	11,148	29
平成15年	23,537	10,397	22
平成16年	22,233	9,191	22
平成17年	21,889	8,683	30
平成18年	18,351	7,013	27
平成19年	18,020	6,270	40
平成20年	14,284	5,198	20
平成21年	12,971	5,200	16
平成22年	13,142	5,703	17
平成23年	12,437	4,618	18
平成24年	11,628	4,391	15
平成25年	12,507	5,392	15
平成26年	10,452	4,253	0
平成27年	10,465	3,900	0
平成28年	9,925	3,202	0
平成29年	9,540	3,310	0
平成30年	9,346	2,820	0
令和元年	10,320	2,554	0
令和2年	7,320	1,962	0
令和3年	8,888	2,313	0

○現在、製造・輸入数量の合計1トン以上あったと報告された物質は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素である。

○このうち、輸出及び中間物向け以外の用途で国内へ1トン以上出荷された物質は、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンであり、いずれも緩やかな減少傾向にある。

第二種特定化学物質の出荷数量(輸出及び中間物向け以外)の推移 (t)



(*) 第二種特定化学物質について

- ・人への長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性あり
- ・相当広範囲な地域の環境において相当程度残留していると見込まれること等により、人又は生活環境動植物へのリスクあり
- ・指定物質数: 23物質
- ・製造輸入数量(予定および実績)、用途等の届出義務、必要に応じて予定数量の変更命令、政令指定製品の表示義務等